

那霸市教育委員会会議録

令和元年度（2019年度）第22回（定例会）

署名人 喜屋武裕江

教育長 田端一正

開催日時 令和2年（2020年）3月12日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時35分

開催場所 那霸市役所11階 1101A・B会議室

出席者

[教育長・教育委員]

田端一正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員

[事務局職員]

【生涯学習部】山内健部長、田端睦子副部長

(総務課) 仲程直毅課長、平良美夏副参事、赤嶺明日香主幹、平安真希子主査、平良俊弥主査

(市民スポーツ課) 山下恒課長、島袋久美子主幹

【学校教育部】奥間朝順部長、森田浩次副部長

(学校教育課) 佐久田悟課長

議事日程

1 議案第35号 那霸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について【市民スポーツ課】

2 報告1 令和2年度那霸市教育委員会組織改正及び定員再配置について【総務課】

3 報告2 臨時休校措置の解除及び学校の再開について【学校教育課】

会議録作成（総務課）平安真希子主査

田端教育長 令和元年度第22回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日の会議録署名は喜屋武委員にお願いします。本日、議事日程の3番が追加になりました。臨時休校措置の解除に関する報告があります。よろしくお願ひします。

それでは議案第35号「那覇市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。山内生涯学習部長、お願ひします。

山内部長 議案第35号「那覇市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」那覇市スポーツ推進審議会委員を別紙のとおり委嘱する。令和2年3月12日提出。教育長 田端 一正。提案理由 那覇市スポーツ推進審議会委員の任期が満了により、スポーツ基本法第31条及び那覇市スポーツ推進審議会条例第3条第3項の規定に基づき委員を委嘱するので、この案を提出する。市民スポーツ課から説明いたします。

田端教育長 山下市民スポーツ課長、お願ひします。

山下課長 議案についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。全部で5ページございます。スポーツ推進審議会の概要についてご説明させていただきます。お手元の資料5ページをご覧ください。スポーツ基本法第31条におきまして、スポーツ推進審議会の規定がございます。都道府県及び市町村に地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができると規定されております。これを受けまして資料3ページをご覧ください。先程のスポーツ基本法は平成23年でございましたけれども、これを受けまして、平成24年3月に那覇市スポーツ推進審議会条例が設置されております。那覇市スポーツ推進審議会条例の第2条をご覧ください。審議会は主に次のような事項について調査審議することになっております。（1）スポーツ推進計画に関する事項。（2）那覇市体育施設条例及び那覇市営奥武山体育施設条例に規定する体育施設の整備及び運営に関する事項。これは市民体育館とセルラースタジアム等についての管理・運営に関する事項でございます。そして（3）前号の体育施設の指定管理者の選定に関する事項。（4）その他スポーツの推進に係る重要な事項等について調査審議することとなっております。第3条をご覧ください。審議会は10人以内の正委員で組織すると規定されています。委員の構成といたしましては、第3条第3項で正委員及び臨時委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する規定されています。（1）学識経験者。（2）スポーツ関係者。（3）経済団体関係者。（4）その他教育委員会が必要と認める者となっております。第4条、正委員の任期は2年と規定されているところでございます。審議会については、このような概要となっております。2ページをご覧ください。2ページは前回の那覇市スポーツ推進審議会委員の一覧となります。全部で7人、2年間の任期で平成29年3月から平成31年3月までの任期となっておりました。1人途中から委嘱となっていましたが、平成31年3月22日で任期が終了したところでございます。その後、スポーツ推進委員が空白になっておりましたので、この度、委嘱する議案を提出している次第でございます。1ページをご覧ください。今回委嘱を予定している委員の一覧でございます。前回と

同じく 7 人となっております。1 番から 5 番までの方が再任、6 番と 7 番が新規に委嘱する方となります。簡単に委員をご紹介いたします。1 番の砂川力也さんと 2 番の嘉数健悟さんは共に大学准教授でございまして、大学でスポーツ全般について研究及び教育を行っているところでございます。3 番の翁長きさえさん、4 番の栗栖香代子さん、5 番の喜納正幸さんは、それぞれスポーツ関係者でございます。翁長きさえさんは、各スポーツ競技団体が加盟する那覇市体育協会の副会長をしておりまして、下部組織にはスポーツ少年団等がございます。栗栖香代子さんは、那覇市スポーツ推進委員協議会の会長をしておられます。喜納正幸さんは、一般財団法人沖縄県健康づくり財団の健康増進部で健康運動指導士として保健医療機関で運動プログラムの作成及び実践指導計画の調整を行っているところでございます。以上が継続の委員です。今回新規に委嘱いたしますのは、6 番の青山喜佐子さんでございます。青山さんは沖縄県経営者協会の推薦を受けまして経済団体関係者ということで委嘱をお願いしているところでございます。社会保険労務士法オフィスあるふあ代表で、現在、社会保険労務士、人材育成コンサルタント等の肩書を持っております。会社経営者としての観点から財務関連部門及び利用促進の助言を求める予定でございます。次に 7 番の渡嘉敷唯夫さんは経済団体関係者で沖縄税理士会の推薦を受けております。渡嘉敷唯夫税理士事務所の所長をしておられます。税理士会財務管理部門の助言を求める予定でございます。以上、継続 5 人、新規 2 人、合計 7 人の委員を委嘱したいと考えております。ご審議よろしくお願ひいたします。

田端教育長 ありがとうございました。ただいまの件について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 栗栖香代子さんはスポーツ推進委員協議会の会長さんですよね。推進委員協議会というのはどのようなことをされるのか。

田端教育長 山下課長、お願ひします。

山下課長 スポーツ推進委員協議会というのは、現在 20 人余りのスポーツ推進委員がおりまして、総会が年 1 回、月々の定例会で推進委員の連絡調整を行っております。栗栖さんはこの推進委員の代表ということで、様々な立場からスポーツ指導を行っておりますので、地域の実情に応じたスポーツに関する助言をいただくものでございます。

本仲委員 このスポーツ推進審議会というものは年に何回位ですか。

山下課長 審議会の予算は 3 回確保してございます。令和 2 年度は那覇市体育施設の指定管理者の選定が入ってくる予定になっておりますので、令和 2 年度は 3 回の開催を予定しております。1 回目は選定の諮問、臨時委員の委嘱、補助金等の協議を予定しております。2 回目は指定管理者の選定、3 回目は次年度の予算概要というような形で 3 回の開催を予定しております。

本仲委員 よくわかりました。

田端教育長 このスポーツ推進委員は、以前の体育指導委員のことですよね。

山下課長 はい。

- 本仲委員 体育指導委員ですか。それからスポーツ推進審議会というのは、昔、スポーツ振興審議会ありましたよね。それとのつなぎでしょうね。そう理解してよろしいですか。
- 山下課長 はい。昔はスポーツ振興基本法という形でございましたけれども、法律が改正されてスポーツ推進基本法に変わったことを受けまして。
- 田端教育長 大丈夫でしょうか。ほかにありますでしょうか。平良委員、どうぞ。
- 平良委員 令和元年度の1年間は審議会自体がなかったということで理解してよろしいでしょうか。
- 田端教育長 山下市民スポーツ課長、どうぞ。
- 山下課長 大きな審議を要する事項が特にございませんでしたので、これまでの期間は開催しません。3月末に新たに委員の委嘱を行いまして、次年度の事業概要についてご説明する予定でおります。
- 田端教育長 よろしいでしょうか。ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、ほかにご意見等がないということありますので、議案第35号「那覇市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 田端教育長 ありがとうございます。議案第35号「那覇市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、議決いたしました。
- 続きまして報告1「令和2年度那覇市教育委員会組織改正及び定員再配置について」の説明をお願いいたします。山内生涯学習部長、お願いします。
- 山内部長 報告1「令和2年度那覇市教育委員会組織改正及び定員再配置について」令和2年度那覇市教育委員会組織改正及び定員再配置について、別紙のとおり報告する。令和2年3月12日提出。教育長 田端 一正。報告理由 令和元年11月20日の教育委員会会議で報告した「令和2年度那覇市教育委員会組織及び定員再配置」について、その一部を変更し決定したので、別紙のとおり報告する。総務課から説明いたします。
- 田端教育長 仲程総務課長、お願いします。
- 仲程課長 それでは、ページを捲っていただきまして、この件につきましては、既に報告を行っておりますが、学校給食調理員の職員を3名任期付きで採用することといたしました。理由につきましては、城岳学校給食センターが今年度で廃止になることになりますて、その分の食数が小禄学校給食センターの方で大きくなるということで、市長部局とも調整しまして、3名を3年の任期付きで採用するということになりました。1番の定員配置の表をご覧ください。左側の学校給食センター28名ということになっておりますけれども、今回の3名を増員いたしまして、変更後の組織としては31名、令和4年度までの時限配置として任期付き職員を増員するということになります。この方々については、令和2年2月8日に適性検査と口述試験を行いまして、10名程度の応募者の中から3名を採用することといたしました。説明は以上でございます。
- 田端教育長 ありがとうございました。ただいまの件について、ご意見、ご質問をお願いいたし

ます。平良委員、どうぞ。

平良委員 3名の方が任期付きということになりますが、この任期が終わった3年後に減るのか、継続か、増えるのかという形があるのでしょうか。

田端教育長 仲程総務課長、お願ひします。

仲程課長 任期付き職員につきましては、決められた年数の3年を終了いたしますと自動的にそこで退職という形になります。私どもが60歳で退職になるというのと基本的には同じだということになります。

田端教育長 よろしいでしょうか。ほかにありますでしょうか。仲程総務課長、どうぞ。

仲程課長 補足をいたします。先程、小禄学校給食センターの食数の増に対応するという説明をしましたけれども、現行の調理員がおり、それぞれ人事配置のバランスもありますので、実際上、この方々のうち2人につきましては小禄学校給食センター、もう1人の方については首里学校給食センターでの配置を考えております。

田端教育長 ご意見、ご質問いかがですか。よろしいでしょうか。それでは報告1「令和2年度那覇市教育委員会組織改正及び定員再配置について」は、終了いたします。ありがとうございました。

それでは続きまして、報告2「臨時休校措置の解除及び学校の再開について」の説明をお願いいたします。奥間学校教育部長、お願ひします。

奥間部長 報告2「臨時休校措置の解除及び学校の再開について」新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休校としていた小中学校の措置解除と再開について、別紙のとおり報告をする。令和2年3月12日提出。教育長 田端 一正。報告理由 新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休校としていた小中学校の措置を解除し再開することについて、別紙のとおり小中学校へ通知を行ったので、報告する。詳細は学校教育課から説明いたします。

田端教育長 佐久田学校教育課長、お願ひいたします。

佐久田課長 資料の2枚目をご覧ください。小中学校校長宛て、臨時休校措置の解除及び学校の再開についての通知でございます。学校の再開日は予定通り令和2年3月16日（月）です。給食は通常通りです。再開の理由といたしまして、休校期間中に児童生徒の感染者が出ていないこと。そして、児童生徒の学びを保障するとともに、学童（放課後児童クラブ）や児童館の密集性を回避し、規則正しい生活リズムを確立、一人で過ごす不安の軽減等を図るために判断いたしました。学校での対応ですが、引き続き保健管理に努めていただきたいと考えています。基本は手洗いや咳エチケット等の感染症対策の指導をお願いしています。そして、こまめな換気。授業中や給食中の座席の工夫。休校前から検温及び健康観察シートを活用した健康管理をお願いしていましたので、継続して健康管理を徹底していただくよう依頼しています。3月16日（月）再開時は学校に健康観察シートを児童生徒に持参していただき、風邪の症状がある場合は保護者に引き取りをお願いしてくださいというような様式になっております。教育課程についてですが、2週間の休校ではございましたが、当該学年の学習を

再開し、教育課程の修了に努めてくださいというふうにございます。儀式的行事の小学校卒業式、修了式、離任式については、後日、別途通知いたします。そして休校と同時に停止していました中学校の部活動や小学校のスポーツ少年団等の活動についても再開していいというようになっております。その他、児童生徒に風邪の症状（発熱、鼻水、咳、倦怠感等）がある場合は自宅で休養することを求めております。15歳以下の場合は発熱がなくても感染している事例が県下でもあったそうですので、鼻水の症状のみであっても登校を控えさせたほうがいいという保健所長の助言もございました。保護者から出席させることに不安の申し出があった場合は、欠席扱いとせず出席停止とすることができますということもお知らせしております。教職員も風邪等の症状がある場合は休ませてくださいというようになっております。そして、もし、学校関係者から感染者が出た場合は、その感染者が最後に登校・出勤した翌日から14日間を目安として当該校を臨時休校とする方針です。そして感染者と濃厚接触のある学校関係者については自宅で14日間の経過観察となりますので、その方が登校・出勤することはできません。これは3月11日時点の通知であり、今後の状況や政府からの通知等で変更する可能性もございます。3枚目は保護者宛ての通知文でございます。家庭での対応ですが、3月16日（月）再開時には検温及び健康観察シートを学校へ提出することをお願いしております。そして、児童生徒に風邪症状（発熱、鼻水、咳、倦怠感等）がある場合は、学校に連絡し症状がなくなるまで自宅で休養させてください、その場合は欠席扱いにはなりませんということをお願いしております。以上です。

田端教育長 はい、ありがとうございました。では、ただいまの報告について、ご意見、ご質問等お願いします。本仲委員、お願いします。

本仲委員 初めての対応なので戸惑いがありますが、教育委員会が行った学校再開の理由と学校での対応について支持したいと思っております。例えば、中学校の法定の授業日数や授業実数は足りなくて苦労していますよね。この新型コロナウイルスという緊急事態発生という場合に、法定の授業日数や授業実数の取り扱いはどうなりますか。

田端教育長 佐久田学校教育課長、どうぞ。

佐久田課長 文部科学省から通知がございました。決められた標準授業日数を満たしていないことによって教育課程を修了していないとみなさないということですので、卒業の認定と修了認定はこれまでの学習状況を総合的に判断し、学校で認めることができるという通知がありました。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 この臨時休校措置の解除と学校再開について、どういう話し合いがされたのか。判断の経緯を教えてもらいたい。

田端教育長 佐久田学校教育課長、どうぞ。

佐久田課長 休校に入る前からいろいろな関係機関と情報収集しておりました。疑問点があれば、県立学校教育課、保健体育課、義務教育課、那覇教育事務所とも情報共有しながら行って参りました。そして再開に至るまでは、教育委員会中の会議等含め、小中学校

の校長会へ相談をしたり、那覇市PTA連合会の会長や副会長、PTAの代表の方の意見も聞きながら、休校措置の解除の判断を行った経緯でございます。

本仲委員 市としても何らかの会議がありましたか。

田端教育長 奥間学校教育部長、お願いします。

奥間部長 市の方でも危機管理対策本部会議がございました。昨日17時からですね。教育委員会の方針としては3月16日（月）から学校を再開したいと。理由は先程佐久田課長が述べたとおりですね。まず児童生徒に感染者がいないということ。2月20日（木）以降、県内の感染者が発生していないということ。こども達の置かれている状況や学びの保障等の部分を総合的に考えると予定通り3月16日（月）からやっていきたいと。ただ、新聞等ではもっと早めてもいいのではないかというようなものがあるとの意見の中で、私達は当初から期間をしっかり取って感染防止に努めることを前提にこの休校措置をしていましたので、この通りでやっていこうという形ですね。それに対して会議の中で了解していただいて、それに伴い各学校に通知文を出したという形になります。

田端教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 決定に至るまでPTA、校長会、教育の関係機関と連携しながら情報を集めて決定したということ、大変良いあるべき姿だなと思っています。卒業式の件で当初、保護者を同席させない、学校の先生方と卒業生だけというようなことがありましたよね。最初はね。ところが、やっぱりPTA関係者からの意見等の声を入れながら、考えながら、卒業式に保護者を出席させて行うという措置を取ったことも大変良いことだなというふうに思っています。やっぱり教育委員会というのは、学校関係であるとか、PTAとか、地域とか、そういう声を聞きながら進めていくのは凄く大事なことだなと思っておりました。来週の月曜日から学校再開ということになるわけですけれども、個人的に言うと、まだまだ安心できないような状況で、家庭や会社のこととか、学童、幼稚園、こども園とか、そういう不安がなければもっともっと続けて、本当に大丈夫だなという時に学校を再開したほうが良いのかなと個人的には思うんですけども、再開の理由とか、学校の対応等を聞いてみると、やむを得ない措置じゃないかなと個人的には感じています。以上です。

田端教育長 ほかに、ご意見、ご質問等はありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは報告2「臨時休校措置の解除及び学校の再開について」は終了いたします。

以上をもちまして「令和元年度第22回教育委員会会議（定例会）」を終了いたします。

#### 案件の審議結果

議案第35号	那覇市スポーツ推進審議会委員の委嘱について	原案どおり可決
--------	-----------------------	---------